

職員募集のお知らせ（岐阜県立飛騨高山高等学校）

以下のとおり、臨時的任用職員（学校司書）を募集します。

募集概要

職名	臨時的任用職員（学校司書）
採用予定人数	1名
所属名・勤務地	岐阜県立飛騨高山高等学校 岡本キャンパス （高山市下岡本町2000番地30）
業務内容	学校司書として以下の業務に従事していただきます。 ・生徒の図書指導に関すること ・図書の整理及び保管に関すること ・その他学校長より命ぜられた業務
採用予定期間	採用の日から令和9年3月31日 ※条件により更新あり
勤務日、勤務時間及び 休憩時間等	毎週月～金曜日 勤務時間：8時15分～16時45分（7時間45分） 休憩時間：45分
所定勤務時間を超える 勤務の有無	有
週休日、休日	週休日 土曜日、日曜日（学校行事がある場合は除く） 休日 国民の祝日（学校行事がある場合は除く）
給与等	・給料は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の規定に基づき支給（学歴、職歴により加算あり） 基本給（短大卒）234,200円～348,700円 ・地域手当、扶養手当、通勤手当等の諸手当は、支給要件に応じて支給、 ・毎月21日に支給
社会保険、労災保険及び 雇用保険	共済組合（健康保険、介護保険）、社会保険（厚生年金）、公務災害に加入。
必要な資格（必須）	司書

◆資格（欠格条項）について

次の各号に掲げる全ての要件に該当する者。

（１）地方公務員法第１６条各号に定める欠格条項のいずれにも該当しない者。

- [地方公務員法第１６条] 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（２）令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者でない者。

[学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条（抄）]

７ この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
- イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
- ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき

見し、若しくは写真機その他の機器（以下この口において「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又は口に掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

○その他留意事項

- ・地方公務員法に定める、服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されます。
- ・また、同法に定める、懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）及び分限処分（休職、降給、降任、免職）を受けることがあります。
- ・受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

試験内容・試験日

試験内容	面接
試験日時（予定）	面接の日時については、個別に連絡させていただきます。
試験会場	岐阜県立飛騨高山高等学校 岡本キャンパス （高山市下岡本町2000番地30）

合格発表

合格発表日（予定）	面接後 7 日以内 受験者全員に合否結果を郵送で通知します。
-----------	-----------------------------------

応募方法

以下の申込書を持参または郵送により申し込んでください。

申込書提出先	岐阜県立飛騨高山高等学校 岡本キャンパス 事務室 〒506-0052 高山市下岡本町2000番地30 電話（0577）32-5320
申込方法	1 申込書を持参する場合 岐阜県立飛騨高山高等学校 岡本キャンパス 事務室へ提出してください。 2 申込書を郵送する場合 必ず郵便追跡が可能な特定記録郵便又は簡易書留郵便にして、封筒の表に、「採用選考申込（臨時的任用職員）」と朱書きの上、岐阜県立飛騨高山高等学校 岡本キャンパス 事務室へ郵送してください。 なお、封筒の裏面には住所及び氏名を明記してください。
受付期間	随時受付、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。 ・ <u>郵送の場合は、事前にご連絡ください。</u> ・申込書の記入内容等に不備がある場合は、受付できずに返送することがありますので、早めに申し込んでください。 ・応募者の状況により途中で募集を打ち切ることがあります。 ・採用が決まり次第、受付を終了いたしますので、ご了承ください。

申込書等

提出書類	県指定の採用申込書 ※様式は学校にて配布します。(メールによる送付も可能です。)
------	---

その他

選考により内定した場合は、次の書類を提出していただきます。(提出時期は内定時に連絡します)

- ・ 最終学歴の卒業証明書 1 部
- ・ 資格証 (写) 1 部
- ・ 改姓歴がわかる戸籍抄本 1 部

求職活動等において、万が一、職員からセクシュアルハラスメントを受けた場合は、下記の相談窓口までご相談ください。

相談に当たっては、相談者はもとより関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、公平かつ適切に対応します。また、相談を行ったことや事実確認への協力等を理由として、求職活動等において不利益な取扱いを受けることはありません。

【相談窓口（県教育委員会 教育管理課内）】

電話番号：058-272-8809

メール：kyosyokuin-sodan@govt.pref.gifu.jp

問い合わせ先

所属	岐阜県立飛騨高山高等学校 岡本キャンパス
電話	(0577) 32-5320
FAX	(0577) 32-5321
メールアドレス	c27395@pref.gifu.lg.jp